

建設産業常任委員会

1 開 議 平成28年3月15日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第27号 大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第30号 公の施設の区域外設置について

日程第4 議案第28号 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員長	菊池	久光	出席
副委員長	大豆生田	春美	出席
委員	鈴木	央	出席
	櫻井	潤一郎	出席
	深澤	賢市	出席
	高野	礼子	出席
	当 局	佐藤	芳昭
	菊岡	政明	出席
	秋元	一彦	出席
	加藤	雅彦	出席
	塩原	広行	出席
	平山	稔	出席
	北條	秀樹	出席
事務局	菊池	康弘	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレット記載のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤産業振興部長、秋元建設部長、平山水道部長、菊岡商工観光課長、加藤道路建設
課長、塩原建築指導課長、北條下水道課長です。

◎議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた
します。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） それでは、議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例
の制定につきましては、担当課長であります商工観光課長より説明をいたします。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） それでは、議案書204ページをお開きください。

議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げま
す。本条例の一部改正につきましては、平成28年3月31日以前に発行した子育て支援券に有効期限を設定
し、消費喚起と債務及び未換金の整理を行うため、所要の改正をするものであります。現行の子育て支援
券は、平成19年10月1日から現在まで発行しているもので、有効期限の表記はありませんが、このたび平
成28年4月1日から新たに子育て支援券のデザインを一新し、有効期限を定めたものを発行するのに合わ
せ、平成28年3月31日以前の発行分について有効期限を設定いたします。有効期限は、平成28年3月31日
の翌日である平成28年4月1日を起算点として、平成38年3月31日までの10年間といたします。購入者及
び取扱店への周知は、広報や折り込み、ホームページ等で定期的に行い、あわせて取扱店での有効期限の
掲示を依頼してまいります。

なお、新しく発行する支援券は、平成28年4月1日から5年間発行予定で、発行終了後、平成33年3月31日
になりますけれども、発行終了後から10年間である平成43年3月31日を有効期限とする予定でございます。

それでは、205ページの補助資料、新旧対照表をごらんください。附則に次の1項を加えるものでありま
す。3項、平成28年3月31日以前に発行した子育てチケットの使用期限は、平成38年3月31日とする。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○副委員長（大豆生田春美君） 今までに買われて使用されていないというのは、どれぐらいの金額になるものなのですか、教えてください。

○商工観光課長（菊岡政明君） 未換金額ですね。

○副委員長（大豆生田春美君） はい、そうです。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 平成26年度末の未換金繰越額が5,923万7,000円なのですが、平成27年度売り払い収入額、2月末で8,259万6,000円となっております。平成27年度の換金支払い分、2月末が9,134万9,000円で、その差し引き875万3,000円、これと翌年度の未換金分5,923万7,000円分を差し引いた金額が、平成27年2月末未換金額で5,048万4,000円となっております。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田委員。

○副委員長（大豆生田春美君） 来月の1日からの発行分というのは、今度5年間発行して、その後また10年間を期限を置いてということだったのですが、そうすると5年終わると、またさらに5年という形での繰り返しということかと思っていいのですか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） ただいまのお話のとおりでございます。

○委員長（菊池久光君） 高野委員。

○委員（高野礼子君） 今の大豆生田委員と同じような意見なのですが、この関係する事業者にも、広報等に詳しく何回も広報するというようなことでありますけれども、本当に徹底した、未換金というそういうふうな形にならないように、お互いにいい関係にできるような、そんなふうな心遣いで扱っていただければありがたいなというふうに思います。お願いします。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 今、いただきましたご意見等を参考にいたしまして、取扱店事業者というのは全て把握しておりますので、周知を徹底して、漏れがないような形で換金を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 深澤委員。

○委員（深澤賢市君） ちょっとお尋ねしたいのですが、これは個人の購入限度額というのは決まっているのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 通常の支援券でございますので、制限等はありません。購入金額に対しての制限は設けておりません。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 1点だけお伺いします。

購入期限が記入されていない子育て支援券の今までの総額の発行額というのは、どれぐらいなのでしょう

うか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） 総額の発行額でございますけれども、本年度、これは1月末現在なのですが、7,750、失礼しました。ただいまの数字は本年度分4月からの発行額で、通しの累計発行額については、今、手元に資料を持っておりません。本年度に限っての発行額ですけれども、4月から1月末現在で7,756万3,000円でございます。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 資料が手持ちがなくて大変申しわけないのですが、一般的に大体1年間1億円という計算でございます。それですから、平成19、20、21、22、23、24、25、26、27ということですので、今年度はプレミアムがあった関係で若干少ないのですけれども、9年間で約9億円程度が通算の売り上げというふうに計算しております。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市子育て支援券条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第27号 大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、議案第27号 大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（秋元一彦君） それでは、議案第27号 大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、担当課長であります建築指導課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（菊池久光君） 建築指導課長。

○建築指導課長（塩原広行君） それでは、議案書補助資料208ページをごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17号の規定により、建築基準法の一部が改正となり、建築審査会委員の任期を定めていた建築基準法第80条が削除となりました。また、改正後の建築基準法第83条により、委員の任期は条例で定めることとされ、任期は国土交通省令で定める基準を参酌するものとされています。

新旧対照表209ページをごらんください。削除された建築基準法第80条の規定を、大田原市建築審査会条

例に盛り込むために第3条を新設し、平成27年9月25日国土交通省令第71号を参酌し、任期を2年とする等の条文を追加してございます。県内の特定行政庁全て、任期2年を含めて同様の改正を行う予定です。第3条の新設に伴い、旧第3条、4条、5条が新4条、5条、6条に移行し、それに伴い経過措置と引用条文も移行するものです。

附則といたしまして、議案書207ページをごらんください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条に規定する施行期日から、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議をお願いします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○副委員長（大豆生田春美君） この委員さんというのは、今、大田原市に何人ぐらいいらっしゃって、そしてどのような方がどのようにして決定されるのかお伺いいたします。

○委員長（菊池久光君） 建築指導課長。

○建築指導課長（塩原広行君） 大田原市建築審査会においては、5人の委員がおりまして、その内訳としまして、行政とか公衆衛生、それから法律といった分野が建築基準法で定められていまして、基本的には業界団体がある場合には、業界団体からの推薦をもらった上でお願いしているというふうな状況です。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今までの委員の方というのは、任期が何年目になっている。今、5人いらっしゃるわけですね。そうすると、今在籍している委員の方の任期というのは、次はいつなのでしょう。

○委員長（菊池久光君） 建築指導課長。

○建築指導課長（塩原広行君） 今、在籍している5人の委員の方全て、今月の3月31日をもって2年の任期を終わるということになります。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 先ほど、大豆生田委員が質問しましたけれども、その選任というのですか、その手続というのはどういう流れ、もう一度お伺いしてよろしいですか。3月末で今度満期になるわけですね。そうすると、もちろん再任を妨げないということなのですからけれども、これからまた選考されるわけですね。その内容等というのは、どんなふうな形で選考を進められるのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 建設部長。

○建設部長（秋元一彦君） まず、5名の中で建築に関係するということで、建築士会がございますので、士会の代表にいただいています。それと、公衆衛生ということで、国際医療福祉大学のほうから推薦をいただいております。それと、商工会議所のほうから、そういう商工関係全般のことについて推薦をいただいております。それと、行政の経験者ということで、県庁のOBを1名。それと法律の専門家ということで、弁護士の方を、数が少ないものですから、こちらから選任をしまして、本人の合意をいただいて選任しているという経過でございます。

以上でございます。

○委員（鈴木 央君） 結構です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第27号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第議案第30号 公の施設の区域外設置について

○委員長（菊池久光君） 続きまして、日程第3、議案第30号 公の施設の区域外設置についてを議題いたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（秋元一彦君） それでは、議案第30号 公の施設の区域外設置につきましては、担当課でございます道路建設課長から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 道路建設課長。

○道路建設課長（加藤雅彦君） それでは、議案第30号 公の施設の区域外設置についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の3第1項には、普通地方公共団体は、その区域外においても関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができるとあり、同条第3項には、前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならないと規定されております。この条文を本議案に当てはめますと、大田原市は那須塩原市においても、両市の協議により、大田原市道県北体育館西線を整備することができる。協議については、両市の議会の議決を経なければならないと読みかえることができます。この地方自治法第244条の3の協議を行うため、議案第30号を上程いたしました。

協議の内容についてご説明申し上げます。議案書補助資料224ページをごらんください。この図は、市道県北体育館西線的那須塩原市部分に整備する事業用地について説明するものです。2点の太線が那須塩原市との行政界で、縦横の交差線で示してある部分が那須塩原市側に拡幅して整備する部分であります。今回の協議対象となるのは那須塩原市緑1丁目地内で、延長は約100メートルほどあります。このうち、緑1丁目59番38、59番75及び59番36の一部を市道県北体育館西線として整備する予定であります。整備する面積は、地番ごとに申し上げますと、59番38が33.67平米、59番75が20.66平米、59番36が44平米の合計98.33平米になります。現在、開会中の那須塩原市議会におきましても、今回の付議資料と同じ資料で議案が上程

され、3月17日に採決が行われる予定であります。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○副委員長（大豆生田春美君） 224ページのこの図で質問したいのですが、那須塩原市の部分の拡幅の部分で、59の75から59の36にあいている部分があるのです、那須塩原で。これは、売却がしていただけなかったということなのですか。本来でしたら那須塩原から二つ室線に向かって、ずっと真っすぐ那須塩原の部分の拡幅になるのかなと思うのですが、そこの前の部分がなっていない。これで、いきなりまたぶつかる直前に36ですか、買われているという部分では、何か意味があるのかなと思ひましてお伺ひします。

○委員長（菊池久光君） 道路建設課長。

○道路建設課長（加藤雅彦君） お答え申し上げます。

この部分というのは、道路と道路が交差しますので、基本的に道路というのはできるだけ直角に近い形でぶつかるようになりまして、交差点ですので隅切りが入ります。59番75号の部分は、だんだん、だんだん上にほうに曲がっていくように、それは垂直に交わるために曲がっていきまして、ある程度行ったら隅切りになって今度は広がっていくのですが、四角く切れています59番177、この地番なのですけれども、この地番の土地は実は那須塩原市の土地なのです。この土地の一部をかすめる形で、図面で言いますと右側、那須塩原市道側をちょっとかすめる程度しか、本来の道路の形としては土地の必要がありませんが、現在も那須塩原市がこの土地を管理していますので、その一部分だけ管理するのでは困ると。残ってしまった左側の部分も管理してほしいという那須塩原市の依頼を受けましたので、この59の177の土地に関しましては、長方形に近い形で大田原市が管理するというような形になりました。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 公の施設の区域外設置については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第28号 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第28号 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（平山 稔君） それでは、議案第28号 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、資料ナンバー1、議案及び補助資料の212ページをごらんください。

本条例改正の趣旨でございますが、平成28年4月1日をもって農業集落排水事業荒井町島舟山地区が公共下水道に接続され、廃止になることに伴い、大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の関係部分を改正するものであります。

以下、詳細につきましては下水道課長がご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 下水道課長。

○下水道課長（北條秀樹君） よろしくお願ひいたします。

それでは、私からは、ただいま付議されました2条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

ただいまのページの次ページの213ページの新旧対照表をごらんください。本年3月に農業集落排水事業荒井町島舟山地区を公共下水道に接続することに伴い、4月から同地区農村クリーンセンターを廃止するため、大田原市農業集落排水事業受益者負担金徴収条例、別表第1、3条関係、こちらの分担金から処理施設の名称、処理区域及び分担金の額から廃止部分を削るものでございます。

次に、次ページの214ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。こちらにつきましては、大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例別表から、処理施設の名称、処理施設の位置及び処理区域から廃止部分を削るものでございます。

前後して申しわけありません。211ページにお戻りいただきたいと思ひます。211ページに戻ってごらんいただきますと、こちらのほうに附則がございまして、附則におきまして施行日を平成28年4月1日からとさせていただきます。なお、平成27年3月末現在の農業集落排水事業の状況を申し上げますと、ただいま申し上げました荒井町島舟山地区農業集落排水事業、接続戸数77戸、平成6年に供用開始でございます。残る3カ所が、今、これからも継続して維持していくということでございますが、金丸地区、407戸、川西第1、459戸、川西第2、242戸、27年3月末ではありますが、1,108戸、こちらのほうが3カ所において接続され、使用されております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 参考までにお伺ひしたいのですけれども、残った箇所ありますよね。今、3カ所ですか。こちらのほうは計画というか、下水道のほうの接続の計画というのは、ある程度決まっていらっしゃるのですか。

○委員長（菊池久光君） 下水道課長。

○下水道課長（北條秀樹君） ただいまご質問にございました、その他の農集に関する今後の方針につきましてご説明申し上げます。

こちらのほうの施設それぞれ、農林水産省の交付金事業等があります。機能診断ということができます。

そういった意味では、そちらのほうの交付金等を導入し、機能診断して維持管理、こちらの効率化に努め、また内閣府の地域再生基盤交付金等がございまして、施設整備等も行えると。ただし、今おっしゃったように、施設維持、それからこちらのほうにつきましては黒羽水処理センター、こちらも接続先になりますが、それらとの接続のコスト比較、これをやっっている間に、適宜どの時点で接続すべきかと。ただ、生活排水処理計画におきましては、今、委員からご質問の接続の時期というのは、42年あたりからどうだろうかというふうに見込んでございます。ただ、今申し上げましたように機能診断、これを行いまして、正確なところ、コストを出していきたい。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第28号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時30分 散会